

府中市市民会館・中央図書館複合施設
維持管理・運営等事業
入札説明書

令和3年3月

府中市

目 次

1	入札説明書の位置付け	- 1 -
2	事業内容に関する事項	- 1 -
(1)	事業名称	- 1 -
(2)	事業に供される公共施設	- 1 -
(3)	公共施設の管理者	- 1 -
(4)	事業目的	- 1 -
(5)	複合施設の基本理念	- 2 -
(6)	事業の範囲	- 2 -
(7)	選定事業者の収入	- 4 -
(8)	事業方式	- 5 -
(9)	事業期間	- 5 -
(10)	事業スケジュール	- 5 -
(11)	事業に必要と想定される根拠法令等	- 5 -
(12)	事業開始時	- 6 -
(13)	事業期間終了時	- 6 -
3	入札参加に関する条件等	- 7 -
(1)	事業者の募集及び選定の方式	- 7 -
(2)	選定の手順及びスケジュール	- 7 -
(3)	入札参加者等の備えるべき参加資格要件	- 8 -
(4)	入札手続等	- 12 -
(5)	入札に関する留意事項	- 16 -
(6)	事業者の選定	- 19 -
(7)	審査事項	- 20 -
4	提案に関する条件	- 22 -
(1)	施設の概要	- 22 -
(2)	施設の立地条件	- 22 -
(3)	土地の取得等に関する事項	- 22 -
(4)	設計・期初修繕・改修業務に関する提案の条件	- 23 -
(5)	維持管理・運營業務に関する提案の条件	- 23 -
(6)	サービス対価等に関する条件	- 23 -
5	契約に関する事項	- 24 -
(1)	基本協定の締結	- 24 -
(2)	S P C の設立	- 24 -
(3)	事業契約の締結	- 24 -
(4)	債権の取扱い	- 24 -
(5)	契約保証金の納付等	- 25 -
6	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 25 -
(1)	予想される責任及びリスクの分担	- 25 -
(2)	提供されるサービス水準	- 25 -
(3)	選定事業者の責任の履行に関する事項	- 25 -
7	事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	- 25 -
8	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	- 26 -

(1) 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	- 26 -
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	- 26 -
(3) 金融機関（融資団）と市との協議	- 26 -
9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	- 26 -
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	- 26 -
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	- 27 -
(3) その他の支援に関する事項	- 27 -
10 その他特定事業の実施に関し必要な事項	- 28 -
(1) 議会の議決に係るスケジュール	- 28 -
(2) 情報公開及び情報提供	- 28 -

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 落札者決定基準
- 別添資料 3 基本協定書 (案)
- 別添資料 4 事業契約書 (案)
- 別添資料 5 様式集

1 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、府中市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、令和 3 年 1 月 29 日に特定事業として選定した「府中市市民会館・中央図書館複合施設維持管理・運営等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、令和 2 年 9 月 23 日に公表した実施方針等（添付資料等を含む。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問の回答（令和 2 年 11 月 20 日公表）及び意見を反映し、一部変更している。したがって、入札参加者は入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出する必要がある。

また、別添資料の「要求水準書」、「落札者決定基準」、「基本協定書(案)」、「事業契約書(案)」及び「様式集」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とする。

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問の回答との間に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問の回答によることとする。

2 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

府中市市民会館・中央図書館複合施設維持管理・運営等事業

(2) 事業に供される公共施設

市民会館及び中央図書館により構成される複合施設

※ なお、土地に関する詳細は、「4 提案に関する条件」を参照すること。

(3) 公共施設の管理者

府中市長 高野律雄

(4) 事業目的

市民会館については、市民の文化・コミュニティ活動の多様化、それに伴う施設やサービスに対する市民ニーズの変化に対応できる、文化・コミュニティの拠点となる施設

とします。

中央図書館については、ゆったり利用できる空間を確保した上で、地域の文化を守り育て、市民と共に創り上げていくとともに、時代のニーズに即した図書館サービスを提供していくことにより、市民からの多様な要望に応えられる施設とします。

また、市民会館と中央図書館を複合施設として一体的に維持管理するとともに、市民会館と中央図書館を連携して運営することにより、人と情報が交流する場を創出し、文化・情報・コミュニティ推進の拠点となる施設とします。

(5) 複合施設の基本理念

『文化・情報・コミュニティ推進の拠点』

従来型の地縁によるつながりである地域コミュニティだけでなく、共通の趣味や興味、問題意識を持つ人々のネットワークの広がりに加え、市民協働の推進が進む中、そうした新しいコミュニティ活動や市民の多様な生涯学習を支えるサービスを含めた推進拠点としての役割を担います。また、施設については、府中市にふさわしい「水と緑」を意識した環境に配慮し、豊かな「歴史」を感じられるものを維持するとともに、誰にでも優しい安全で安心な施設とします。

(6) 事業の範囲

本事業は、P F I法に基づき、選定事業者が「府中市市民会館・中央図書館複合施設」（以下「本施設」といいます。）の統括管理、設計・期初修繕・改修、計画修繕、維持管理並びに運営の一部を行うことを、事業の範囲とします。

ア 統括管理業務

- (ア) 統括マネジメント業務
- (イ) 総務・経理業務
- (ウ) 事業評価業務

イ 設計・期初修繕・改修業務

- (ア) 設計業務
- (イ) 期初修繕・改修業務（本施設の改修期間（令和4年10月～令和5年2月の休館期間）に行うものをいう。）
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 改修に伴う申請等の業務

※ 期初修繕・改修とは、本施設を休館して行われる本施設の整備のことを指します。

ウ 計画修繕業務

(ア) 修繕計画立案業務

(イ) 計画修繕業務

※ 計画修繕とは、修繕計画に基づく維持管理・運営期間中に実施する大規模な修繕のことを指します。

※ 修繕計画外の大規模な修繕が必要な場合、その費用については、毎年度一定金額までは修繕保証金の限度内で選定事業者が負担し、当該金額を上回る費用については市が負担することとします。選定事業者が負担する一定金額については、あらかじめ修繕保証金等の形態で、選定事業者内に留保していただきます。詳細については「別添資料4 事業契約書（案）」を確認してください。

エ 維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 什器・備品等保守管理業務

(エ) 外構施設・駐車場保守管理業務

(オ) 清掃業務

(カ) 環境衛生管理業務

(キ) 警備業務

※ 維持管理業務及びその他運営業務に係る光熱水費は、市が実績額を支払います。ただし、後述する飲食スペース運営業務に要する光熱水費は、選定事業者が支払います。

なお、市民会館の運営業務に係る光熱水費については、指定管理業務に要する経費に含むものとします。

※ 「別添資料1 要求水準書」の「第5 維持管理業務に関する要求水準」に示す機能を維持するために行う修繕は、全て選定事業者の維持管理業務の範囲とします。

オ 運営業務

(ア) 市民会館運営業務

(イ) 中央図書館運営業務の一部

※ 市民会館の運営業務については、選定事業者を地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者とする予定です。

(参考) 市が直接行う業務

a 中央図書館運営業務の一部

具体的な業務の内容については、「別添資料1 要求水準書」の「添付資料1 業務分担表」等を確認してください。

カ 付帯事業

- (ア) 飲食スペース運営業務
- (イ) その他運営業務

(7) 選定事業者の収入

ア 市が支払うサービス対価

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設的设计・期初修繕・改修業務に係る費用については、事業期間中、事業契約書にあらかじめ定める額を割賦方式により、選定事業者に支払います。なお、市はLED化工事、EV改修工事、特定天井改修工事の工事費用及び、これら工事の工事監理費用について、地方債による財源確保を検討しており、これらについては、期初修繕・改修に関する工事完了後に一括して選定事業者に支払います。

また、施設の計画修繕に係る費用については、事業契約書に基づき物価変動等を勘案して、年度ごとに選定事業者に支払います。

統括管理、維持管理及び運営に係る費用については、事業契約書に基づき物価変動等を勘案して定める額を年度四半期ごとに、選定事業者に支払います。

イ 施設利用者から得る利用料金等の収入

市民会館の各諸室や駐車場等の利用により発生する施設利用料金等の利用料金の収入及び市民会館の器具貸出し等による収入は、選定事業者の収入とします。なお、新型コロナウイルス感染症の流行を考慮し、令和4年度から令和7年度の間について、利用料金の収入が低下し、指定管理業務の収支が赤字となった場合、その赤字分の一部を市が負担します。詳細については、「別添資料4 事業契約書(案)」を確認してください。

また、選定事業者は、本施設を利用して実施する自主事業を本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上等を収入とすることができることとします。

ウ 利用料金等の収入の還元

事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時の想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、当初期待した以上の利益の一部相当額

を事業者が提案する方法により、本市に還元できるものとします。

エ 付帯事業に係る収入

付帯事業は選定事業者が独立採算で運営するものであり、その収入は、直接選定事業者の収入とします。

(8) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計・期初修繕・改修を行い、その後、計画修繕、維持管理、運營業務を実施するRO (Rehabilitate Operate) 方式により実施します。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約（本契約）締結の日（令和3年12月を予定）から令和19年9月までの約15年間とします（期初修繕・改修期間は、令和4年10月から令和5年2月までの約5か月間を予定しています。）。

(10) 事業スケジュール

ア 事業期間（予定）

① 設計	令和4年1月～令和4年9月
② 期初修繕・改修期間	令和4年10月～令和5年2月
③ 供用開始	令和5年3月
④ 維持管理・運営期間	令和4年10月～令和19年9月

イ 事業契約の締結（予定）

① 仮契約	令和3年11月
② 本契約	令和3年12月

(11) 事業に必要と想定される根拠法令等

- ア 図書館法
- イ 著作権法
- ウ 建築基準法

- エ 都市計画法
- オ 消防法
- カ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ク 健康増進法
- ケ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- コ 労働安全衛生法
- サ 下水道法
- シ 水道法
- ス 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
- セ 屋外広告物法
- ソ 水質汚濁防止法
- タ 大気汚染防止法
- チ 騒音規制法
- ツ 振動規制法
- テ 駐車場法
- ト 警備業法
- ナ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ニ 東京都駐車場条例
- ヌ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ネ 東京都受動喫煙防止条例
- ノ 東京都子どもを受動喫煙から守る条例
- ハ 府中市地域まちづくり条例
- ヒ 府中市福祉のまちづくり条例
- フ 府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ヘ 府中市市民会館条例
- ホ 府中市立図書館条例
- ※ 上記に関する全ての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守すること。

(12) 事業開始時

事業開始直後から適切な業務の実施が可能となるように、現在のPFI事業者との間で十分な引継ぎを行うこと。

(13) 事業期間終了時

事業期間の終了時には、選定事業者は当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うこ

とにより、当該施設を要求水準書に示す良好な状態に保持すること。

また、事業終了後の事業運営者による適切な業務実施が可能となるように、事業終了後の事業運営者との間で十分な引継ぎを行うこと。

3 入札参加に関する条件等

(1) 事業者の募集及び選定の方式

本事業を実施する事業者の募集及び選定は、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）により行います。

(2) 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、次の通りです。

日 程 (予定)	内 容
令和 3 年 3 月 23 日 (火)	① 入札公告（入札説明書等の公表）
3 月 31 日 (水)	② 入札説明書等に関する説明会
4 月 19 日 (月)～4 月 20 日 (火)	③ 第 2 回現地見学会の開催
4 月 19 日 (月)～4 月 23 日 (金)	④ 入札説明書等に関する質問の受付
5 月 17 日 (月)	⑤ 入札説明書等に関する質問への回答の公表
5 月 17 日 (月)～5 月 21 日 (金)	⑥ 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の受付
5 月 28 日 (金)	⑦ 入札参加資格確認結果の通知
6 月 16 日 (水)～6 月 18 日 (金)	⑧ 入札及び提案書の受付
7 月下旬	⑨ 事業者プレゼンテーション・ヒアリング
7 月下旬	⑩ 開札
7 月下旬～8 月上旬	⑪ 落札者の決定及び通知
8 月	⑫ 基本協定の締結
11 月	⑬ 仮契約の締結
12 月	⑭ 事業契約（本契約）の締結

(3) 入札参加者等の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の参加要件等

入札参加者（「入札参加企業」又は「入札参加グループ」若しくはその両方を指します。）は、本施設の統括管理業務を行う者（以下「統括管理者」といいます。）、設計業務を行う者（以下「設計者」といいます。）、工事監理業務を行う者（以下「工事監理者」といいます。）、本施設の期初修繕・改修業務を行う者（以下「期初修繕・改修者」といいます。）、本施設の計画修繕業務を行う者（以下「計画修繕者」といいます。）、本施設の維持管理業務を行う者（以下「維持管理者」といいます。）、本施設の市民会館運営業務を行う者（以下「市民会館運営者」といいます。）、本施設の中央図書館運営業務を行う者（以下「図書館運営者」といいます。）及び本施設の飲食スペース運営業務を行う者（以下「飲食スペース運営者」といいます。）により構成されることを基本とします。

入札参加者は、単体企業（以下「入札参加企業」といいます。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」といいます。）とし、仮契約締結までに本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立するものとします。

選定事業者に出資を予定している者で、選定事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、選定事業者に出資を予定していない者で、選定事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」といいます。

構成員は、1企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とします。なお、複数の企業の共同とする場合は、そのうちの代表となる企業が選定事業者に出資することで足りるものとします。

入札参加グループは、参加表明書及び資格確認申請書の提出時には、統括管理者、設計者、工事監理者、期初修繕・改修者、計画修繕業務、維持管理者、市民会館運営者、図書館運営者、飲食スペース運営者のうち構成員となる者について明らかにすることとします。

入札参加企業として申し込む場合は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 統括管理業務、期初修繕・改修業務、計画修繕業務、維持管理業務、市民会館運営業務及び図書館運営業務は入札参加企業が行うこと。
- (イ) 設計業務、工事監理業務及び飲食スペース運営業務について、入札参加企業自らが業務に当たらない場合は、当該業務を実施させることを予定している者）について明らかにすること。
- (ウ) 入札参加企業及び協力企業が、他の入札参加グループの構成員及び他の入札参加者の協力企業に該当しないこと。ただし、飲食スペース運営者が飲食スペース運

営業務のみを実施する協力企業である場合は、飲食スペース運営者が他の入札参加者の協力企業になることを妨げない。

また、入札参加グループで申し込む場合は、次の要件を満たすこと。

- (エ) 参加表明書の提出時に入札参加グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を明記し、代表企業が入札参加グループを代表して入札参加手続を行うこと。
- (オ) 入札参加グループは構成員となる者のうちの1社を代表企業に定めること。
- (カ) 入札参加グループのうち、統括管理者、期初修繕・改修者、計画修繕者、維持管理者、市民会館運営者及び図書館運営者は、入札参加者の構成員とすること。
- (キ) 設計者、工事監理者及び飲食スペース運営者について、構成員自らが業務に当たらない場合は、当該業務を行う協力企業について明らかにすること。
- (ク) 参加表明書により参加の意思を表明した構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業を除く構成員の変更について、市と協議を行うことを妨げない。
- (ケ) 入札参加グループの構成員及び協力企業は、他の入札参加グループの構成員及び他の入札参加者の協力企業にはなることはできない。ただし、飲食スペース運営者が飲食スペース運営業務のみを実施する協力企業である場合は、飲食スペース運営者が他の入札参加者の協力企業になることを妨げない。

イ S P Cの設立等

S P C設立に当たっての要件は次の通りとします。

- (ア) S P Cは、府中市内に設立するものとします。
- (イ) S P Cの所在地は、事業期間終了まで府中市内に置くものとします。
- (ウ) S P Cは、市が事前に認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとします。
- (エ) 構成員は必ずS P Cに出資することとし、構成員以外の者がS P Cへ出資することは認めません。
- (オ) 構成員のうち代表企業については、事業期間を通じて、S P Cに出資する全ての者の中で最大の出資比率及び議決権割合となるようにするものとします。
- (カ) 構成員は、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、S P Cの株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことはできないものとします。

ウ 入札参加者の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、本事業において行う予定の業務について、次の資格要件を満たしていなければなりません。

なお、複数の業務についての要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合はその業務を営む者がそれぞれその業務についての全ての要件を満たすこととします。ただし、工事監理者と期初修繕・改修者は、同一の者であってはなりません。資本面若しくは人事面において関連がある場合（エに定義します。）も同様とします。

- (ア) 設計者は、次の要件を満たしていること。
 - a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 文教機能を含む延べ床面積 3,000 m²以上の複合施設の改築・改修に係る設計業務の経験を有していること。
- (イ) 工事監理者は、次の要件を満たしていること。
 - a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - b 文教機能を含む延べ床面積 3,000 m²以上の複合施設の改築・改修に係る工事監理業務を履行した経験を有していること。
- (ウ) 期初修繕・改修者及び計画修繕者は、次の要件を満たしていること。
 - a 経営事項審査結果通知書に記載されている建築一式工事の総合評点が700点以上であること。
 - b 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有するものであること。
 - c 文教機能を含む延べ床面積 3,000 m²以上の建物の改築・改修工事を履行した経験を有すること。
- (エ) 維持管理者は、本施設と同程度（延べ床面積 10,000 m²以上）の建物の維持管理業務の経験を有すること。
- (オ) 市民会館運営者は、会議、宴会、講演等に利用できるフラットホール、音楽練習場、料理講習室、レクリエーション室、その他これらに類する用途のいずれかを含む建築物に係る運営業務の経験を有すること。
- (カ) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、府中市契約事務規則第34条に規定する入札参加資格を有すること。

エ 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力企業となれないものとします。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (イ) 府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者
- (ウ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した(株)日本経済研究所並びに(株)日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある(株)サトウファシリティアーズコンサルタンツ、アンダーソン・毛利・友常法律事務所もしくは審査

委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

- ※ なお、「資本面において関連がある者」とは、上記企業の発行済（普通）株式数の100分の50以上の株式を有し、若しくは上記団体の出資の総額の100分の50以上の出資をしている者又は当該企業、団体もしくは委員によってその発行済（普通）株式数若しくは出資総額の100分の50以上を保有されている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、上記企業若しくは団体の代表権を有する役員又は委員がその代表権を有する役員を兼ねている者をいいます。
- (エ) 最近1年間の公租公課を滞納している者
- (オ) 経営状況が著しく悪い者
- ※ なお、「経営状況が著しく悪い」とは、手形交換所による取引停止処分を受けている等これに準ずる財産状態であることを指します。
- (カ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除きます。）
- (キ) 次に掲げる項目のいずれかに該当する者
 - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - b 暴力団、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - c その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- (ク) PFI法第9条に定める欠格事由に該当する者
- (ケ) 審査会の審査委員及び審査委員が所属する団体等から、本事業に係る助言等を受けている者
- (コ) 入札説明書等の公表後、落札者の決定までの間、本事業に関して、担当事務局へ事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、法令の確認等）を除き、市の事前の承諾なく、市の担当事務局、本件に係るアドバイザー及び審査会の審査委員と接触した者

オ 参加資格確認基準日

資格確認基準日は、参加資格確認の申請締切日とします。

なお、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力企業が、入札参加資格確認後に参加資格要件を欠くような事象が生じた場合には、構成員及び協力企業の補充等を行い、入札提出書類の提出期限の前日までに参加資格の確認を受けたときは入札に参加することが出来るものとします。

(4) 入札手続等

(P. 7の「(2) 選定の手順及びスケジュール」を参照)

ア 事業参加希望者の事前登録

- ・市外からの事業参加希望者及び市内の事業参加希望者双方に関する情報提供により入札参加者の組成を促すために、事業参加希望者の事前登録を行います。
- ・事前登録は入札参加への義務付けを行うものではなく、事前登録後に参加表明を提出しないことも認めます。
- ・事前登録は本事業の参加、入札に関して有利となるものではありません。
- ・登録方法は、次の通りです。

登録期限	入札参加資格確認申請の受付日まで
登録方法	・事前登録申込書（様式A-1）に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。 ・ファイルはMicrosoft Excel形式とすること。
通知方法	府中市のホームページ上で公表します。また、登録申請状況により、随時更新します。

イ 入札説明書等の公表／説明会 (①/②)

本事業に対する事業者の参入促進に向け、入札説明書等に関する説明会を開催します。なお、入札説明書等は公表から一定期間、閲覧に供するものとします。

閲覧期間	令和3年3月23日（火）～3月30日（火）（ただし、土日休日を除きます。）
閲覧時間	9時～12時及び13時～17時
閲覧場所	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 ※なお、入札説明書等は、ホームページでも閲覧できます。 http://www.city.fuchu.tokyo.jp/ （市ホームページアドレス）

また、説明会は次の通り開催します。説明会に参加する事業者は、事前申込みを行うものとします。

開催日時	令和3年3月31日（水） 11時～12時
説明会会場	ルミエール府中1階コンベンションホールA 説明会の様子はWeb配信を行います。 Web配信の閲覧方法は、申込事業者に個別に連絡します。
申込期限	令和3年3月29日（月） 17時必着
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会申込書（様式A-2）に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。 ・ファイルはMicrosoft Excel形式とすること。 ・Web配信を閲覧する事業者も提出すること。
申込先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp
留意事項	説明会当日は、入札説明書等は配布しないので、市のホームページからダウンロードして持参のこと。 また、説明会当日は質問、意見等は受け付けません。

ウ 第2回現地見学会の開催（③）

現地見学会を次の通り開催します。現地見学会に参加する事業者は、事前申込を行うものとします。

申込期限	令和3年4月9日（金） 17時必着
開催日時	令和3年4月19日（月）及び令和3年4月20日（火）の2日 詳細は、申込者に対して個別に通知します。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現地見学会申込書（様式A-3）に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと ・ファイルはMicrosoft Excel形式とすること
申込先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

エ 入札説明書等に関する質問受付/回答公表（④/⑤）

（ア） 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等の記載内容に関して質問回答を次の要領で行います。

提出期限	令和3年4月23日（金） 17時必着
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式B-1～B-6）に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。 ・ファイルはMicrosoft Excel形式とすること
提出先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

(イ) 入札説明書等に関する質問の回答公表

質問及びそれに対する回答は、令和3年5月17日（月）までに市のホームページ等にて公表します。

<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>（市ホームページアドレス）

なお、質問回答は公表から一定期間、閲覧に供するものとします。

閲覧期間	令和3年5月17日（月）～5月21日（金）
閲覧時間	9時～12時、及び13時～17時
閲覧場所	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当

オ 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出（⑥）

入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を市に提出し、入札参加資格確認を受けるものとします。

受付期間	令和3年5月17日（月）～5月21日（金）17時必着
提出方法	・入札参加資格申請に必要な書類は、任意の封筒に入れ封印し持参、又は郵送することとし、その他の方法によるものは不可 ・郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」とすること
提出先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

カ 入札参加資格確認結果の通知（⑦）

参加資格の確認結果の通知については、入札参加資格確認申請を行った者（グループの場合は、代表企業）に対して、書面（入札参加資格確認書）により令和3年5月28日（金）までに市から通知します。この入札に参加する資格があるとされたものには、併せて受付番号を通知します。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者は、市に対して令和3年6月4日（金）までに、その理由を問う書面（様式自由）を郵送にて提出することにより説明を求めることが出来ます。

キ 入札及び提案書の受付（⑧）

入札参加資格確認書を送付された入札参加者を対象に、次により入札を実施します。
なお、入札提出書類の作成については、「別添資料5 様式集」に従います。

(ア) 入札提出書類の提出

入札提出書類は、持参又は郵送で提出してください。その他の方法による入札は認めません。入札提出書類の提出方法は下記の通りです。

a 持参する場合

受付期間	令和3年6月16日(水)～6月18日(金)
受付時間	9時～12時、及び13時～17時 あらかじめ事務局に電話し、持参時間を調整のうえ持参してください
提出方法	・入札提出書類は、任意の封筒に入れ封印し提出すること
提出先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

b 郵送する場合

受付期間	令和3年6月16日(水)～6月18日(金) 17時必着
提出方法	・入札提出書類は、任意の封筒に入れ封印し郵送すること ・必ず「配達記録郵便」とすること
提出先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

(イ) 予定価格

入札参加者は、下記に示す予定価格の範囲内で提案してください。

10,226,363,000円

(消費税及び地方消費税、並びに物価変動は含まない。)

ク 提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングの実施 (⑨)

提案書の審査にあたって、基礎審査を通過した事業者に対して、事業者のプレゼンテーションを含めた選定委員会によるヒアリングを行います。

実施時期	令和3年7月下旬頃(予定)
実施方法	後日、日時、場所等を入札参加者の代表企業に連絡します

ケ 開札 (10)

(ア) 開札日時等

入札書の開札は、以下のとおり行います。なお、日時や場所等の詳細については、決定次第、入札参加者に通知します。現時点では、提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリングと同日を予定しています。

開札日時	令和3年7月下旬頃（予定）
場所	後日、日時、場所等を入札参加者の代表企業に連絡します

(イ) 留意事項

- a 入札回数は1回とします。
- b 開札時には身分を証明するものを持参してください。なお、代理人の場合には委任状（様式1-10）を持参してください。
- c 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に利害関係のない市職員を立ち合わせるものとします。
- d 入札参加資格のあることが確認された者であっても、開札時点において、参加者資格要件のいずれかの要件を欠くことになった時は、入札参加資格を喪失します。

(5) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。

イ 費用負担

入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とします。

ウ 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為を行ってはなりません。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を取ります。

エ 提出書類の取扱い・著作権

(ア) 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、本事業において公表、及びその他市が必要と認めるときには、市は当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しません。なお、当該提出書類は入札参加者に返却しません。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとします。

オ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することはできません。

カ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできません。

キ 提出書類の変更禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出の申し出は認めません。

ク 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

ケ 入札の辞退

入札参加資格確認書を送付された入札参加者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届（様式1-11）」を下記宛てに提出してください。

提出方法	・任意の封筒に入れ封印し持参、又は郵送することとし、 その他の方法によるものは不可 ・郵送の場合は、必ず「配達記録郵便」とすること
提出期限	令和3年6月18日（金）14時まで （ただし、郵送する場合は令和3年6月17日（木）17時必着）
提出先	府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課 市民会館・中央図書館複合施設PFI事業担当 電話：042-335-4467 電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp

コ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (ア) 参加資格のない者、または入札参加資格確認書を受理しなかった者の入札
- (イ) 入札参加資格の確認基準日以降開札日までに不渡手形または不渡小切手を出した入札参加者が行った入札
- (ウ) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
- (エ) 「入札参加資格確認申請書」に記載された入札参加グループの代表企業以外のものが行った入札
- (オ) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (カ) 「入札参加資格確認申請書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (キ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (ク) 入札金額を訂正した入札
- (ケ) 誤字または脱字等により意思表示が不明確である入札
- (コ) 同一事項の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- (サ) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、または2者以上の代理をした者が行った入札
- (シ) その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

サ 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む入札金額）の100分の3以上の入札保証金を納めなければなりません。但し、次の各号の要件を満たす場合には、入札保証金の納付を免除します。

- (ア) 入札者が、保険会社との間で市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券の写しを提出した場合。
- (イ) 過去2年間に、市若しくは国又は他の地方公共団体との間で、本特定事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

規模をほぼ同じくする契約とは、以下の通りであり、a及びbの要件を満たしていなければなりません。

- a 期初修繕・改修者及び計画修繕者が、文教機能を含む延べ床面積 3,000 m²以上の建物の改築・改修工事を履行した経験を有すること
- b 維持管理者が、本施設と同程度（延べ床面積 10,000 m²以上）の建物の維持管理業務の経験を有すること
- c 市民会館運営者が、会議、宴会、講演等に利用できるフラットホール、音楽練習場、料理講習室、レクリエーション室、その他これらに類する用途のいずれかを含む建築物に係る運營業務の経験を有すること

(6) 事業者の選定

ア 事業者の選定方法

本件の事業者の選定審査は、学識経験者等で構成する「府中市市民会館・中央図書館複合施設PFI事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で行うものとし、選定委員会で定める落札者決定基準は別添資料2の通りです。

イ 選定委員会の位置付け

選定委員会は、優秀提案を選定し、各提案の順位付けを行います。なお、選定委員会は以下の委員により構成されます。

区分	氏名	所属・役職（令和3年4月9日時点）
会長	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部特任教授
副会長	安登 利幸	亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 教授
委員	小松 幸夫	早稲田大学 理工学術院 名誉教授
委員	齊藤 誠一	千葉経済大学短期大学部 教授
委員	坂井 文	東京都市大学 都市生活学部 教授
委員	関根 滋	府中市文化スポーツ部長
委員	沼尻 章	府中市行政管理部長

なお、事業者が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合は、失格とします。

ウ 審査の方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において提案の審査を行います。最終的な事業者の選定は、価格その他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った事業者を選定するものとします。ただし、優秀な提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とします。さらに性能評価点が同点の場合は、該当者によるくじにより決定するものとします。くじを行うこととなった場合は、くじ引きの実施方法、日時及び場所について該当者に連絡します

(詳細は、「別添資料2 落札者決定基準」を参照。)

(7) 審査事項

ア 審査の基本方針

審査においては、次の事項を重視します。

- (ア) 総事業費の抑制等、財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること
- (イ) 市の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われていること
- (ウ) 優れた品質管理のもとに、期限までに確実に工事を履行し、適正な維持管理・運営ができること
- (エ) 長期のPFI事業期間にわたり円滑に本事業の継続が図られること

イ 審査の項目

審査項目は「別添資料2 落札者決定基準」に示す通りです。

ウ 審査の手順

提案の審査は、一次審査と二次審査の2段階で実施します。

(ア) 一次審査(資格審査)

参加表明書とあわせて事業者から提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、市は選定委員会の委員から意見を聴くことが出来ることとします。

(イ) 二次審査(提案審査)

a 基礎審査

市及び選定委員会において、事業者から提出された提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

市及び選定委員会は、提案書に記載された内容が、本事業の要求水準を満足していることの確認を行います。

b 提案審査

基礎審査を通過した事業者の提案内容に対して、選定委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを最優秀提案者として選定します。

エ 落札者の決定・公表

市は選定委員会により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定します。

市は、落札者を決定した場合、その結果を入札参加者に通知するとともに、市の掲

示場及びホームページにおいて公表します。

なお、落札者が落札者決定時から事業契約締結までに参加資格要件を欠く事象が生じた場合は、事業契約を締結しないことがあります。

ただし、代表企業以外の構成企業が上記の事由に該当した場合に限り、市と協議の上、当該構成企業の変更を認めることがあります。

オ 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、落札者を決定しない場合には、その旨を速やかに公表することとします。

カ 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがあります。

4 提案に関する条件

(1) 施設の概要

施設の愛称	ルミエール府中	
施設概要	所在地	東京都府中市府中町2丁目24番地
	敷地面積	5,862.95 m ²
	建築面積	3,488.84 m ² (建ぺい率: 59.51%)
	延床面積	14,190.17 m ² (容積対象床面積: 11,611.82 m ² 、容積率: 198.05%)
		5階 : 998.58 m ²
		4階 : 2,341.79 m ²
		3階 : 2,415.49 m ²
	2階 : 1,536.54 m ²	
	1階 : 3,388.24 m ²	
	地下1階 : 3,509.53 m ²	
規模	地下1階、地上5階	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造	
施設内容	市民会館、中央図書館及びPFI事業者が運営する飲食スペース	

※その他、第二自転車置場 (210.78 m²) を含みます。

(2) 施設の立地条件

地番	府中市府中町2丁目24番地
権利関係	市所有
敷地面積	5,862.95 m ²
敷地前面道路	東側 : 6.0 m 西側 : 6.0 m 南側 : 12.0 m 北側 : 12.0 m
区域	都市計画区域 (市街化区域)
用途等	第一種中高層住居専用地域 (※本施設は、建築基準法第48条第3項ただし書きの許可を受けている。) 第二種高度地区 建ぺい率 : 70% (指定建ぺい率60%+角地割増10%) 容積率 : 200%
防火指定	準防火地域

※その他の施設の概要及び立地条件については、「別添資料1 要求水準書」を参照すること。

(3) 土地の取得等に関する事項

本施設の土地である市有地については、事業期間にわたり、本事業に合理的に必要と

認められる範囲で選定事業者が無償で使用することができます。

(4) 設計・期初修繕・改修業務に関する提案の条件

「別添資料1 要求水準書」に従い、提案書類を作成してください。

(5) 維持管理・運營業務に関する提案の条件

「別添資料1 要求水準書」に従い、提案書類を作成してください。

(6) サービス対価等に関する条件

ア サービス対価

市は定期的にモニタリングを実施し、本入札説明書等に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対しサービス対価を支払います。詳細は、「別添資料4 事業契約書（案）別紙6」を参照してください。

イ 改定の考え方

設計・期初修繕・改修期間のサービス対価の見直しは行いません。期初修繕・改修工事終了後の維持管理・運営期間中においては、「別添資料4 事業契約書（案）別紙7」に示す方法に従って改定を行います。

ウ 支払方法

設計・期初修繕・改修費相当と維持管理・運営費相当のサービス対価の支払いは、「別添資料4 事業契約書（案）別紙6」に定めるところによります。

エ サービス対価の減額等

モニタリングを行い、要求水準で定められた性能・水準が維持されていない場合は、サービス対価の減額を行います。詳細は、「別添資料4 事業契約書（案）別紙10」を参照してください。

オ 保険

設計・期初修繕・改修期間中及び維持管理・運営期間中において「別添資料4 事業契約書（案）別紙3」に示す要件を満たす保険契約を締結するものとします。

5 契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、「別添資料3 基本協定書（案）」に基づき基本協定を市と締結しなければなりません。なお、基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しません。

(2) S P Cの設立

落札者は、本事業を実施するため、基本協定締結後速やかに、会社法に定める株式会社としてS P Cを市内に設立し、S P Cの商業登記簿謄本を市に提出してください。

(3) 事業契約の締結

S P C設立後、速やかに仮契約を市と締結するものとします。

なお、本契約の締結は、府中市議会の議決を経たうえで締結することになります。当該仮契約は、市議会で仮契約の締結に係る議案が議決された時に本契約になるものとし、契約締結日は、当該議決を得た日とします。

(4) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

事業者は、市の事前の承諾なしに、市に対して有する支払請求権（債権）を譲渡することはできません。

イ 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者は、市の事前の承諾なしに、事業者が市に対して有する債権に対し質権の設定及びその他担保提供をすることはできません。

(5) 契約保証金の納付等

選定事業者は、建設工事費等（設計費及び工事監理費を含む。）に相当する金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。但し、入札者が、保険会社との間で市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合には、契約保証金の納付を免除します。

6 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分担

ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、「別添資料4 事業契約書（案）」で示す通りです。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、「別添資料1 要求水準書」に示す通りです。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行することとします。

7 事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画及び事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従います。

なお、事業計画及び事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所立川支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を取ることとします。

(1) 選定事業者が契約不履行の懸念が生じた場合

市は、選定事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができます。選定事業者が当該期間内に改善することが出来なかったときは、市は事業契約を解除することができます。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができます。

市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた合理的損害を賠償しなければなりません。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在ごとの適切な措置を講じます。

(3) 金融機関（融資団）と市との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することがあり得ます。

9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援について、次の通りです。

ア 事業実施に必要な許認可等に関し、市は、必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行います。

10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決に係るスケジュール

日程	内容
令和3年 3月	債務負担の設定に関する議案の上程
令和3年12月	P F I 事業契約に関する議案の上程
	市民会館の指定管理者の指定に関する議案の上程
	市民会館条例の一部を改正する議案の上程

※ その他、提案に基づき条例改正が必要となった場合には、令和3年12月に関係議案を提出する予定です。

(2) 情報公開及び情報提供

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」及び「府中市情報公開条例」に基づき情報公開を行います。

情報提供は、適宜、市の広報及びホームページ等において行います。

入札説明書等に関する問合せ先

府中市 文化スポーツ部 文化生涯学習課
市民会館・中央図書館複合施設 P F I 事業担当
住 所：〒183-8703 府中市寿町1丁目5番地 府中駅北第2庁舎
電 話：042-335-4467
F A X：042-365-3593
電子メール：bunsin01@city.fuchu.tokyo.jp